

令和3年度

第18回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月31日（金）午後1時22分～午後1時52分
2. 開催場所 役場庁舎4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	出	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 賃借料情報の提供について
5. 臨席者
6. 事務局 神義宏 事務局長 寺本恭啓 事務局次長 佐藤ひとみ 事務員
7. 署名委員 議席7番 泉信之 議席8番 相澤和幸

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので、只今から第 18 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆さんとは、年明け初めてお会いする方もおりますので改めまして、新年明けましておめでとうございます。</p> <p>本年もよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>委員の皆さんには、1月何かとお忙しい中で総会にご出席頂きまして、ありがとうございます。</p> <p>年明けから雪もなく、寒さも厳しくない穏やかな年明けとなりましたけれど、11日からドカ雪が降り、ここ数日間は十勝らしい厳しい寒さの日が続いております。本日はマイナス 25 度を超える気温で、私たち酪農家にとっては、堪えた朝であったと思います。</p> <p>皆さんご存知の様に、本日総会終了後に新年交礼会を予定しておりましたが、この様なコロナの状況でありますので、互助会長と相談しまして1カ月延期すると言う事にさせて頂きました。また、明日釧路市で開催予定であった、女性委員研修会もリモートでの研修となってしまいました。この状況は中々、改善されないようです。本町でも明日から3回目のワクチン接種が始まるようですが、今年に限って言えば、コロナが収まって、それなりの行動・生活が出来るように念願するばかりであります。</p> <p>本日の総会ですが、お手元にお配りした議案に基づいて、早速始めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 7 番 泉 信之 委員、8 番 相澤和幸 委員にお願いします。</p> <p>それでは、事務局から経過報告等の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>

議 長	はい。只今、経過報告等説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書1ページになります。議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局「番号1番、番号2番」の説明をお願いします。
次 長	議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものでございます。 「番号1番」の設定を受けていた方は幕別町字五位 番地の 、設定をしていた方は統内 番地 さんで、土地については記載のとおりです。農地法による賃借権の設定がされておりましたが、賃貸人の都合により解約するものです。合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日で、引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であるものと判断します。 続いて「番号2番」の設定を受けていた方は幌岡 番地 さん、設定をしていた方は、幌岡 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。基盤強化法による賃借権の設定がされておりましたが、賃貸人が売買を希望されたため解約するものです。合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日で、引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であるものと判断します。 以上で番号1番、2番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書2ページになります。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号1番」の説明をお願いします。
次 長	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたし

	<p>ます。</p> <p>農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請があった、下記の件について、農地法第 4 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは「番号 1 番」です、申請人は長節 番、土地は長節 番地 の内及び 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²です。転用区分は永久転用で転用理由はバイオガスプラント新設敷地に利用するもの。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>審査内容については 3 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円からの借入を予定しています。なお、権利を有する者の同意については、抵当権の設定を行っている からの承諾書が提出されています。工期は許可の日から令和 年 月 日まで、申請面積 m²の内 m²が建築・構築物敷地、 m²が作業通路等敷地です。</p> <p>また、土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われま。申請位置図は、4 ページ、配置計画・土地利用計画等は 5 ページから 7 ページに添付してございますので、ご確認願います。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、12 月 6 日に現地調査を実施しております。長節の案件ですから、私の方からご説明させて頂きたいと思ひます。</p>
	<p>この施設なんです、事務局から説明があった通り、既存の牛舎等の施設に隣接して、バイオガスプラントを新たに造成するということです。今まで牧草地として使用しておりましたが、今回施設用地としてバイオガスプラントを建設するということです。経営等についても問題無いと思ひますので、よろしくご審議の程お願いしたいと思ひます。</p>
	<p>この件について何かあれば受け賜りたいと思ひますが、ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありませぬ。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p>
	<p>続いて、議案第 3 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 3 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」をご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条</p>

	<p>第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>なお、本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは議案書9ページ。「番号1番」の利用権の設定を受ける方は幌岡番地 さん、利用権の設定をする方は幌岡 番地 さんです。土地は幌岡 番地 ほか合計 筆、地目は公簿 原野及び畑、現況は畑で、面積は合計 m²です。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日で、価格は 円、10a 当たり 円、支払方法は記載のとおりです。</p> <p>位置図は10ページ、11ページに添付してございます。小さな水玉模様で表示している部分が本件の対象地です。</p> <p>以上で、番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては11月16日に現地調査を実施し、1月17日に調整会議を行っております。調整委員長には遠藤代理がなっておりますので、遠藤代理から説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番です。只今事務局から詳細に説明があった通りです。今まで賃貸契約していたところ、売買するということです。地域としても問題が無いということですので、ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、遠藤代理からご説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続いて、事務局「番号2番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号2番」の利用権の設定を受ける方は幌岡 番地 さん利用権の設定をする方は幌岡 番地 さんです。土地は幌岡 番地 ほか合計 筆、地目は公簿 畑及び山林、現況は畑で、面積は合計 m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日、借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。</p>

	<p>月の総会で買入要請についてご審議頂いた案件です。受手予定者は 番地 が さん、その他が さんです。 が受手予定者に 年間貸 し付けた後、同額で売渡が行われます。</p> <p>以上で、「番号1番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては現地 調査を11月16日に、調整会議を12月6日に行っております。</p> <p>調整委員長には河崎委員がなっておりますが、先月第17回総会時に、ご説 明をいただいておりますので、今回は説明を省かせていただきたいと思います。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、「番号2番」について、説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号2番」の利用権の設定を受ける方は札幌市中央区 、利用権設定を行う方は中央新町 番地 さんです。土 地については育素多 番地 、地目は公簿、現況共に畑で面積は m²、 利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日です。価格は 円、10a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。</p> <p>位置図は15ページに添付してございます。</p> <p>なお、本件も農地売買支援事業により が取得するもので、先 月の総会で買入要請についてご審議頂いた案件です。受手予定者は さ んで、 が受手予定者に 年間貸し付けた後、同額で売渡が行われます。</p> <p>以上で、「番号2番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては12 月6日に現地調査及び調整会議を行っております。調整委員長には泉委員がな っておりますが、こちらも先月の総会でご説明をいただいておりますので、今 回は説明を省かせていただきたいと思います。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p>

<p>次 長</p>	<p>続きまして議案書 16 ページ、議案第 5 号「賃借料情報の提供について」を議題と致します。事務局説明願います。</p> <p>はい、議案第 5 号「賃借料情報の提供について」ご説明いたします。</p> <p>農地法第 52 条の規定により、農地の賃借料情報を提供することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>議案 16 ページ中段、記 1 として提供する農地の賃借料情報を記載してございます。令和 3 年 1 月から 12 月までの賃借権設定に係る金額の平均額、最高額、最低額及び件数について、町内全域を一区分として表示してございます。年間件数は 71 件で、賃借料の平均額は 4,400 円です。最高額は 9,000 円、最低額は 1,000 円です。</p> <p>なお、農地売買支援事業による農業公社からの賃借分は、売買価格の 2% で設定され、借賃が安く賃借料情報の参考にはならないため除外しております。</p> <p>次に参考として（1）に平成 30 年から令和 2 年までの過去 3 年間の平均賃借料を記載しております。町内全域の平均額は 4,900 円となっております。</p> <p>続いて参考の（2）は平成 21 年の農地法改正により廃止された標準小作料額を載せてございます。過去 3 年間の賃借料の平均額は 4,900 円となっており、標準小作料の「中」の額 5,000 円と比較して、ほぼ同水準となっております。</p> <p>続いて記 2 として、この情報は、2 月にホームページで、その後 3 月発行の町広報に掲載してお知らせをする予定となっております。情報の提供時期については本総会以降と定めるものです。</p> <p>次に 17 ページをご覧ください。こちらには賃借料情報を町内 5 地区に分けて、普通畑と飼料作物の平均額、最高額、最低額及び件数を記載しています。</p> <p>また、同様の内容について過去 3 年間の数値を 18 ページ、19 ページに記載しております。</p> <p>以上で議案第 5 号の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事務局からご説明がございましたが、この件について、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。議案の審議は以上ですが、事務局から連絡事項等ございます。</p>

局 長	<p>(要旨)</p> <p>1 新年交礼会について 本日、予定しておりました農業委員会委員互助会新年交礼会について、北海道全域を対象としてコロナ対応特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されたことから、延期することといたしました。</p> <p>日程等については、会長、互助会長と協議の上、改めてお知らせいたします。また、振興局からの「まん延防止等重点措置」についてのお知らせを配布いたしましたので、ご一読下さい。</p> <p>2 釧路・根室・十勝地区女性農業委員研修会について 当初の予定が変更されまして、明日 1 時 30 分から役場 3 階打合せ室で zoom を使用し、オンラインでの研修会となります。女性委員の皆さんよろしくお願いたします。</p> <p>以上となります。</p>
議 長	事務局から連絡事項等ありましたが、何かご質問等ございますか。
委 員	ありません。
議 長	それでは、全体を通して、何かご質問等ございませんか。
委 員	ありません。
局 長	はい。それでは、以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。
会 長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>皆様のご協力を頂きまして、本日予定しておりました議案全て終了することができました。ありがとうございました。</p> <p>先程申しました様に、またコロナがまん延して、2 月 20 日まで「まん延防止期間」となっております。来月、総会の案件が無いかもしれませんが、コロナの感染が落ち着いた場合には、会長と相談して会議を企画したいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>コロナ感染症には、十分気負付けて頂いて、寒い 2 月を乗り切って頂きたいと思っております。</p> <p>本日は大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>

--	--